

高知市社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和4年9月30日

高知市長 岡崎 誠也

高知市社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰により電気、ガス、燃料費等の負担が増大している事業者を支援するため、社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、令和7年1月1日（以下「基準日」という。）時点で、市内において別表第1から別表第5までに定める事業所又は施設（以下「事業所等」という。）のいずれかを運営している法人又は個人事業者（以下「法人等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付の対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 市税を滞納しているとき。
- (3) 国又は県、市若しくは一部事務組合が運営する施設であるとき。

(給付金の給付額)

第3条 給付金の給付額は、別表第1から別表第5までに定める額とする。ただし、次に掲げる事業所等については、給付の対象としない。

- (1) 基準日の属する年度分として高知市医療施設等物価高騰緊急対策支援事業実施要綱（令和4年10月18日制定）の規定による高知市医療施設等物価高騰緊急対策給付金その他の令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を原資とした同趣旨の給付金等の支給を受けている事業所等
- (2) 基準日において休止している事業所等のうち、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間に営業する日を有しない事業所等
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項又は第72条第1項の規定により、同法第41条第1項本文の指定があったものとみなされる事業所等であって、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間に介護サービス等に係る給付等の実績がない事業所等
- (4) 高知市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第20号）第66条に規定する「共用型指定認知症対応型通所介護」として指定を受けた事業所等

(給付金の給付申請)

第4条 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、別表第1から別表第5までに定める事業ごとに、所定の申請書兼請求書をもって市長に申請しなければならない。

(申請期限)

第5条 前条の申請の期限は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和7年4月30日とする。

(給付の決定)

第6条 市長は、第4条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付の可否を決定し、適当と認めたときは当該申請をした給付対象者に対し給付金を給付し、適当でないとしたときは所定の却下通知書により当該給付対象者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、前条の規定により給付金の給付を受けた者（以下「給付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の給付決定を取り消し、期限を定めて、給付を行った給付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に基づく命令に違反したとき。

(書類の整備)

第8条 給付決定者は、当該給付金に係る書類を、給付金の給付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第9条 市長は、給付事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、給付決定者に対し、必要な調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市物価高騰に関する緊急対策給付金給付事業実施要綱の規定に基づき交付決定を受けた給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金給付事業実施要綱の規定に基づき給付の決定を受けた給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金給付事業実施要綱の規定に基づき給付の決定を受けた給付金については、なお従前の例による。

別表第1 介護施設等物価高騰緊急対策給付金給付事業

介護区分	給付対象事業所等	給付額
1 入所系	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、短期入所生活介護（ショートステイ）	定員40人以下 1施設当たり50,000円 定員41人以上60人以下 1施設当たり100,000円 定員61人以上 1施設当たり150,000円 ただし、特定施設入居者生活介護の指定を受けている特定施設のうち、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、養護老人ホーム又は軽費老人ホームの届出における定員数により給付額を算定する。

2 通所系	通所介護（広域型デイ），認知症対応型通所介護（認知デイ），地域密着型通所介護（密着デイ），小規模多機能型居宅介護，複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護），通所リハビリテーション	1事業所当たり25,000円
3 訪問系	定期巡回・随時対応型訪問介護看護，訪問介護，訪問入浴介護，福祉用具貸与，居宅介護支援，介護予防支援	1事業所当たり25,000円

別表第2 高齢者施設物価高騰緊急対策給付金給付事業

高齢区分	給付対象事業所等	給付額
1 入所系	養護老人ホーム，軽費老人ホーム ただし，特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホーム及び軽費老人ホームは，特定施設入居者生活介護の区分により支給する。	定員40人以下 1施設当たり50,000円 定員41人以上60人以下 1施設当たり100,000円 定員61人以上 1施設当たり150,000円

別表第3 障害者支援施設等物価高騰緊急対策給付金給付事業

障害区分	給付対象事業所等	給付額
1 入所系	障害者支援施設，共同生活援助	定員40人以下 1施設当たり50,000円 定員41人以上60人以下 1施設当たり100,000円 定員61人以上 1施設当たり150,000円
2 通所系	障害福祉サービス，障害児通所サービス	1事業所当たり25,000円
3 訪問系	計画相談支援，保育所等訪問（単独指定事業所のみ）	1事業所当たり25,000円

別表第4 救護施設物価高騰緊急対策給付金給付事業

救護施設区分	給付対象事業所等	給付額
1 入所系	救護施設	定員41人以上60人以下 1施設当たり100,000円 定員61人以上 1施設当たり150,000円

別表第5 民間母子生活支援施設物価高騰緊急対策給付金給付事業

母子生活支援施設区分	給付対象事業所等	給付額
1 入所系	母子生活支援施設	定員40人以下 1施設当たり50,000円